



島根県報

平成29年7月18日（火）

第2,921号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成29年度第2次及び第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	2

【特定調達公告】

重要文化財出雲大社境内遺跡出土柱根（心御柱）複製品製作業務に係る随意契約 の相手方等	（古代出雲歴史博物館）	3
---	-------------	---

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		3
---------------------------	--	---

告 示**島根県告示第398号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成29年度第2次及び第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成29年 7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
男性・女性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
男性・女性 (1) 平成29年 7月21日（金）
男性・女性 (2) 平成29年 8月25日（金）
- 4 試験期日
男性・女性 (1) 平成29年 7月22日（土）
男性・女性 (2) 平成29年 8月26日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第399号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成25年島根県告示第509号による保険に付すべき義務は、平成29年 7月 8日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年 7月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

江津市加入区
和江加入区
西郷加入区
知夫村加入区

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年7月18日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

- 1 物品等又は役務の名称及び数量
重要文化財 出雲大社境内遺跡出土柱根（心御柱）複製品製作業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立古代出雲歴史博物館 島根県出雲市大社町杵築東99-4
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年6月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社スタジオ三十三 代表取締役 井上 喜代志 京都府京都市伏見区竹田松林町11番地
- 5 随意契約に係る契約金額
45,233,100円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、出雲市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
奥田儀センター	出雲市多伎町奥田儀589番地1	平成29年7月5日